

えいへいじ介護保険対象外訪問介護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 家庭において介護を要する高齢者等に対して、その有する能力に応じ自立した健全で安らかに日常生活を営むことができるよう、介護、生活援助等その他生活全般にわたる援助（訪問介護）を行う。

この事業は、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅生活が継続できるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問介護事業所を、他の事業から独立して位置付け、財務、物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立して日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたり、介護保険対象サービスに加えて連続的に自費によるサービスの提供を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、前条の目的を達成するため、事業の実施にあたっては、関係機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 えいへいじ介護保険対象外訪問介護ステーション

（2）所在地 福井県吉田郡永平寺町飯島第6号34番地

（対象者）

第4条 事業の対象者は、本会の実施する介護保険対象サービス利用者及び障害者の方で自費によるサービスを希望する者とする。ただし、本会会長が真に必要と認めた場合についてはこの限りではない。

（従事者の資格）

第5条 当事業に従事する者を、訪問介護員養成研修2級以上修了者及び介護福祉士とする。

（営業日および営業時間）

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月29日から翌年1月3日までの年末年始は除く。また、営業日以外については可能な限り相談に応じる体制とする。

(2) 営業時間 午前7時から午後9時までとする。
但し、営業時間以外については可能な限り相談に応じる体制とする。

(サービスの内容及び利用料の額)

第7条 提供する内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険対象外の身体サービスに関する事
- (2) 介護保険対象外の生活援助サービスに関する事
- (3) 原則として別表1に定めるものとする。

2 サービスを提供した場合の利用料の額は、別表2の定めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、永平寺町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従事者は、サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、利用者の全身の状況と、周囲の状況を確認し、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医に対する連絡が困難である場合は、緊急搬送等の処置を講ずることとする。

(1) 救急車を呼ぶ基準として、意識不明・呼吸停止・脈停止・大出血・広範囲の火傷・骨折がうたがわれるときなど。

(2) 医師・医療機関・訪問看護等へ連絡し、身体状況・バイタル（血圧・脈・体温・呼吸）の異常と意識・嘔吐等を報告し指示を仰ぐ。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第11条

事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所において、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的(3月に1回以上)に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する。また、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的(年1回以上)に開催する。

(業務継続計画の策定等について)

第12条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、その他関連法令等並びに永平寺町社協が定める「個人情報保護規程」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

- (2) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを永平寺町に通報するものとする。

（その他運営についての重要事項）

第16条 事業所は、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に自費による介護保険対象外訪問介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

3 事業所は、訪問介護員の清潔保持及び健康状態について管理をおこなうとともに、その整備・備品について、衛生的な管理を行う。

4 事業所は、自費による介護保険対象外訪問介護サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日（自費による介護保険対象外訪問介護サービスを提供した日をいう）から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は本会会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部改正施行する。

別表1（第7条関係）

サービスの種別		サービスの内容
身体サービス	外出介助	冠婚葬祭時の付添い、墓参りや散歩の付添い、理美容院、行政機関への付添いなど
	通院介助	介護の必要のない利用者のタクシー等の移動時や、病院内の添付において発生する介護保険で算定することの出来ない「待ち時間」での介助など

